

令和8年3月10日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇 部 市 議 会

宇 部 市 議 会 総 務 財 政 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時** 令和8年3月10日（火）
午前9時56分から午前10時51分まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件** (1) 議案第20号 宇部市公文書等管理条例中一部改正の件
(2) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について
(3) 報 告 宇部市内部統制外部評価委員会の開催状況について
(4) 議案第21号 宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件
(5) 議案第44号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件
(6) 議案第22号 宇部市手数料徴収条例中一部改正の件
(7) 議案第23号 宇部市楠総合センター条例中一部改正の件
(8) 議案第38号 アクトビレッジおのに係る指定管理者の指定の件

4 出席委員（9名）

委員長	時 田 洋 輔 君	副委員長	林 豊 廣 君
委員	射 場 博 義 君	委員	唐 津 正 一 君
委員	木 原 大 介 君	委員	鴻 池 博 之 君
委員	猶 克 実 君	委員	新 村 秀 雄 君
委員	早 野 敦 君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第20号 宇部市公文書等管理条例中一部改正の件
(2) 報 告 宇部市公文書等管理委員会の開催状況について
(3) 報 告 宇部市内部統制外部評価委員会の開催状況について

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君	次 長	田 中 弓 子 君
総 務 課 長	諏 訪 智 子 君	総務課副課長	正 司 邦 雄 君

(4) 議案第21号 宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君	次 長	田 中 弓 子 君
職 員 課 長	吉 岡 徹 君	職員課副課長	棟 久 直 行 君

(5) 議案第44号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件

総務部

部 長	大 畑 秀 幸 君	防災危機管理監	弘 中 秀 治 君
防災危機管理課長	坂 田 雅 之 君		

(6) 議案第22号 宇部市手数料徴収条例中一部改正の件

総合政策部

部 長	古 林 学 君	次 長	馬 場 葉 子 君
次 長	上 田 優 作 君	政策企画課長	正 司 優 子 君
政策企画課副課長	石 原 紀 子 君	政策企画課企画調整係長	西 岡 優 君
移住定住推進課長	久 保 恵美子 君	移住定住推進課副課長	山 下 進 君
行革推進課長	鹿 崎 淳 一 君	連携共創推進課長	藤 田 美佐子 君
連携共創推進課副課長	宗 像 香 織 君	財 政 課 長	入 江 慎 一 君
財政課財政係長	貞 永 武 士 君	北部地域振興課長	荒 武 則 弘 君
北部地域振興課副課長	福 井 崇 弘 君	市 民 税 課 長	林 和 彦 君
資 産 税 課 長	石 川 晃 君	住宅政策課長	上 原 学 君
住宅政策課副課長	渡 邊 哲 文 君	建築指導課長	沖 永 靖 行 君
建築指導課副課長	中 尾 和 武 君		

(7) 議案第23号 宇部市楠総合センター条例中一部改正の件

(8) 議案第38号 アクトビレッジおのに係る指定管理者の指定の件

総合政策部

部 長	古 林 学 君	次 長	馬 場 葉 子 君
次 長	上 田 優 作 君	政策企画課長	正 司 優 子 君
政策企画課副課長	石 原 紀 子 君	政策企画課企画調整係長	西 岡 優 君
移住定住推進課長	久 保 恵美子 君	移住定住推進課副課長	山 下 進 君
行革推進課長	鹿 崎 淳 一 君	連携共創推進課長	藤 田 美佐子 君
連携共創推進課副課長	宗 像 香 織 君	財 政 課 長	入 江 慎 一 君
財政課財政係長	貞 永 武 士 君	北部地域振興課長	荒 武 則 弘 君
北部地域振興課副課長	福 井 崇 弘 君		

8 事務局職員出席者

————— 午前9時56分開会 —————

委員長（時田 洋輔 君） 皆さんおはようございます。

ただいまから、総務財政委員会を開きます。

欠席の届出はありません。

本日の審査は、審査日程（案）に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） 御異議なしと認め、そのように進めていきます。

次に、傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（時田 洋輔 君） それでは初めに、議案第20号宇部市公文書等管理条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 皆さん、おはようございます。総務部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第20号宇部市公文書等管理条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、公共施設等運営権者が公共施設等の運営等を行う場合において、当該運営等に関する文書の適正な管理に努めるよう、所要の整備を行うものでございます。

内容の詳細については、担当課長が説明いたしますので、御審査よろしく願いいたします。

執行部 それでは、議案第20号宇部市公文書等管理条例中一部改正の件について御説明いたします。

今回の改正は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に基づく公共施設等運営権者、一般にいうコンセッション事業者に対し、運営等に関する文書を適正に管理するよう努める規定を追加するものです。

改正内容は、次の2点となっております。

1点目は、宇部市公文書等管理条例に、コンセッション事業者に対し、運営等に関する文書を適正に管理するよう努める規定を追加するものです。

2点目は、宇部市公共下水道（西部処理区）施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の一部改正を附則にて行うもので、これは、この4月から施行する下水道事業へのコンセッ

ション導入に関する条例においても、事業者に対し、宇部市公文書等管理条例に基づく必要な措置として、運営等に関する文書を適正に管理するよう努める規定を追加するものです。

施行日は、公布の日となります。

説明は、以上となります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第20号宇部市公文書等管理条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（2）宇部市公文書等管理委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

（3）宇部市内部統制外部評価委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第21号宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第21号宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

内容の詳細については、担当課長が説明いたしますので、御審査よろしく願いいたします。

執行部 それでは、議案第21号について御説明させていただきます。

お手元に配付させていただいております議案集では、7ページから8ページまでを御覧ください。

改正内容につきましては、これもお手元に配付させていただいております資料、議案第21号宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件を御覧ください。

これは、地方自治法及び地方自治法施行令の一部が改正されたため、条文における引用箇所をそれに合わせて改正するものとなっております。

施行日は、令和8年9月24日からとなります。

御説明は、以上となります。

御審査のほどよろしく願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第21号宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第44号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第44号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

内容の詳細については、担当課長が説明いたしますので、御審査よろしく願いいたします。

執行部 それでは、議案第44号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について御説明いたします。

議案につきましては、2月20日付配付の議案集3ページから6ページに記載されております。

改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております総務財政委員会（資料）、議案第44号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件を御覧ください。

要旨につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、宇部市消防団員等公務災害補償条例の所要の整備を行うものでございます。

概要につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、宇部市消防団員等公務災害補償条例中、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額、扶養に係る補償基礎額の加算額を改正するものでございます。

次に、改正内容につきまして御説明を申し上げます。

①は、条例中第5条第2項第1号関係、別表の変更になります。

変更内容は、表にお示ししたとおりとなります。階級、勤続年数によりまして金額は異なっております。

なお、括弧内の数字は、現行の補償基礎額となります。

②は、条例中第5条第2項第2号中の金額変更になります。

変更内容は、条例中の消防作業従事者等の補償基礎額の最低額9,700円から1万円に、最高額1万4,500円から1万5,000円に引き上げるものでございます。

③でございます。条例中第5条第3項中の金額変更及び削除になります。

変更内容は、扶養に係る補償基礎額の加算額、日額についてでございます。

現行の第1号100円の配偶者の区分は削除され、現行の第2号が383円から433円に変更。現行の第1号が削除されたことにより、改正後、第2号が第1号になります。現行の第3号から第6号についても1号ずつ繰り上げ、第2号から第5号となります。金額についての変更はございません。括弧内は、現行の各号及び金額となります。

なお、施行日は、令和8年4月1日からとなります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査くださるようお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第44号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第22号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、宇部市手数料徴収条例の改正の件について御説明をいたします。

事前にお配りしております資料を基に御説明をさせていただきたいと思いますので、御準備をお願いできたらと思います。

このたびの改正につきまして、理由としましては大きく2点ございます。

1つが、資料の上の表になりますが、このたび全庁的に取り組みました手数料の検証・見直しに伴うものでございます。15項目ございます。

もう1つが、資料の下の方で、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正に伴うものでございます。

それでは、まず手数料の見直し関係15項目、上の表について御説明をさせていただきます。

このたびの全庁的な手数料の検証・見直しとなりまして、15項目の改正をさせていただきたいと考えております。

その上の表の、まず一番下のところから御説明をさせていただきます。健康福祉部地域福祉課と書いてあり、火災その他の災害に関する証明手数料ということになりますが、こちらについては、いわゆる罹災証明書ということになります。

現在、こちらについては、自然災害の罹災証明については免除の規定を適用しまして、無料としているところです。また、火災に伴う罹災証明については宇部・山陽小野田消防組合で発行しているということもございまして、現状200円という規定になっておりますが、このたびの改正に合わせて項目を削除したいと考えております。

それ以外の14項目が、このたびの検証・見直しによるもので、具体的な検証によるものでご

ざいます。

順番に上から読み上げてまいります。手数料としましては、納税証明手数料。営業証明手数料。土地・家屋証明手数料。資産証明手数料。その他事項証明手数料。この項目で所得課税証明を発行しております。また、公簿、公文書、図面等の謄抄本の交付手数料、固定資産名寄帳兼課税台帳閲覧の交付などがございます。その次、公簿、公文書、図面等の閲覧・照査手数料。地縁団体台帳の写しの交付手数料。印鑑証明手数料。身分証明手数料。戸籍の附票の写し・除票の写しの交付手数料。住民票の写し等の交付手数料。住民票の写しの交付手数料（市外）。印鑑登録証の交付・再交付手数料。これらにつきまして、現行200円という手数料になっておりますが、この表の右から2番目の検証結果、1件当たり発行に係るコスト、こういった検証と今回の見直しでの上限を踏まえまして、200円から300円に手数料の金額を改定するものでございます。

なお、改正内容のところに、（コンビニ交付据置）と記載しております4項目、その他事項証明手数料、所得課税証明書、印鑑証明手数料、戸籍の附票の写し・除票の写しの交付手数料、住民票の写し等の交付手数料につきましては、コンビニでも交付ができる証明書になりますが、コンビニ交付の手数は現行150円になっておりますけれども、まだコンビニ交付での普及を高めていくために、コンビニ交付の手数料については、150円のまま据置きをさせていただきたいと考えております。

手数料見直しの関係については、以上となります。

次に、下の表のところのマンションの建替え等の円滑化に関する法律等の一部改正に伴うものについて御説明をいたします。

項目といたしましては、3項目ございます。順番にまいります。

要除却認定マンション許可申請手数料につきましては、マンションの建替え等の円滑化に関する法律が、マンションの再生等の円滑化に関する法律ということで、法題名の変更に伴う引用箇所等の改正を行うものでございます。

こちらにつきましては、施行日が令和8年4月1日という形になります。

続きまして、マンションの管理計画認定申請手数料、マンション管理計画変更認定申請手数料につきましては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う条項ずれへの対応となっております。

こちらの施行日は、公布の日となっております。

先ほど、手数料の関係の見直しにつきましての15項目の施行日については、周知期間を十分取るために令和8年10月1日の施行日とさせていただいております。

説明は、以上になります。

御審査いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 先ほど説明の中で、コンビニ交付を据置きにした理由が、コンビニ交付を促進したいということだったと思うのですけれども、その理由は何でしょう。コンビニの申請を増やしたい理由についてです。

執行部 コンビニは市内各所にございまして、市民の方も市役所や市民センターに証明書を取りに行くよりも、身近なところでコンビニ交付が受けられるというところで、市民の方の手間を省けるといいますか、利便性の向上ということで、より身近なところでも交付が受けられるというところをもっと促進をしたい、理解を深めていただきたいというところが主な理由でございます。

委 員（猶 克実 君） 市民が便利だったら、コンビニに当然行くわけです。市の立場として、便利だったら別に安いとか高いかは別として、コンビニが便利だったらコンビニを利用するわけです。

市の立場として、コンビニで申請をしてほしいというのは、例えば、設備投資をしているから早く回収をしなければいけないとか、そういう理由があるとかだったら分かるのだけれども、便利になったら、市が頑張らなくても当然コンビニに行くわけです。

だから、コンビニ交付のほうを増やしたいということは、市役所とか市民センターで取るのが当然減るわけですね。だから、その理由を聞いたのです。コンビニ交付のほうを増やさなければいけない理由。便利だからというのは、市民が選ぶことだし、市の立場としてなぜコンビニ交付のほうを増やさなければいけない。なくせと言っているのではないです。コンビニ交付があることによって市民は便利になっています。

しかし、あえて料金差をつくって、コンビニのほうに移動させたい理由は何ですかと聞いたのです。行政の立場で、どうしてコンビニ交付のほうを増やしたいのかということです。市民の立場では、便利なほうに行くのは当たり前のことです。市民のほうの理由を聞いているのではなく、行政のほうの立場での理由を聞いています。

執行部 確かに、コンビニ交付を行うに当たり、手数料や負担金、そういったコンビニ交付をするために必要となっている経費がございます。そちらについては、証明の発行件数が少なくても固定費としてかかってくる場所もございます。

コンビニでの交付が増えていきますと、相対的にこのコストというところも下がってくる、コストの回収にもつながっていくというところもございますので、そのあたりコンビニ交付を受けられての普及によってコストの適正化、そういったところにも図れたらというふうには考えております。

委 員（猶 克実 君） 今の話で、後で部長に聞きますけれども、料金が一緒でも便利だっ

たらコンビニに行くと思うのです。近いところに、先ほどの一番最初の説明がね。150円と300円では倍も違うわけです。私は、前も説明があったときに同じことを言っただけなんです。同じ料金でも便利なほうに行くのが市民の立場ですよ。それをあえて差をつけてコンビニに流したい理由が行政になぜあるのか、という理由が知りたいのです。

本来なら、市役所だって相当なコストをかけていますから、高いほうで申請してもらったほうが市としては収入があるからいいはずなんです。それをあえて安くしてコンビニに回したい理由は、今の理由だったら、コンビニのコストを回収のほうに急ぐのだったら、150円を300円にしても同じ料金でも近い便利なほうに市民は行くでしょう。あえて安くして流して、市の収入を減らす理由は、総合政策部長、あるのですか。市のほうだって高いコストをかけて、市役所を建てたのではないですか。

執行部 市としては、市役所に来ない、待たないとか、市民の利便性、これを高めていくというのが、一つの目的がございます。

令和5年3月に、このコンビニ交付というのは200円から150円に一旦改定をしております。それというのは、マイナンバーカードの普及もございまして、そういった利便性を、市民の方々にもっともっと実感してもらおうというか、そちらのほうの利用促進を図っていくという狙いを持って、令和5年に、200円から150円に変更したものでございます。

今この段階で、またそれを150円から50%アップで伸ばしていくというのは、そういった段階には今まだないと。まだ利用促進、まだまだマイナンバーカードの普及もありますし、このコンビニでの交付、コンビニでの受け取りという利用促進をしていきたい。県内他市と比べても、その辺のコンビニ交付の利用状況からしたら、宇部市はまだ若干低いといった状況もございまして、だから、まだこちらは据置きと。

ただ、このコンビニ交付をしていく上で、やはり維持的な経費というのは大きくかかっております。今後、このコンビニの交付手数料が据置きで、窓口の手数料は上がって、この開きがそのままでいいかというのは、これは今後議論の余地はあると考えております。

ですから、今回はまだ、令和5年に一旦減らしたものを、目的を持って減らしたものを、この段階でまた上げていくというのは、まだその段階にはないと判断したものでございます。

委員（猶 克実 君） 討論になってはいけないので。150円のコンビニ交付が、増のほうにいかない理由は、多分そちらのほうが安いとか、めったに住民票とか、そんなに頻繁に取るものではないですから。それからコンビニで取れることを知らない人もいるかもしれない。

こういうこともありますよね。市役所で住民票を取りに行ったら、幾らですよ。それも自動でできるものもありますよね。だからコンビニに行けば幾らですよ、窓口で初めて教えてもらうというケースもありました。多分、周知が足りていないというのも大きな理由だろうと思うのです。

今度は値段が倍半分になったときに、今、コンビニのコストもかかっていると言われていたのですけれども、150円を200円、250円にすれば、50円ぐらいの差をつけておけば、もっと早く回収ができるはずです。だから、私はこの倍半分になっても据え置いた理由がちょっとよく分からなかったのですけれども、そういった理由であれば討論はしませんけれども、コンビニで150円は私は安すぎるから、庁舎で取れば300円なら、200円か250円でも早く回収するということが目的であれば、そうすべきだろうと私は思いますけれども。

委員長（時田 洋輔 君） 今のは、質疑ですか。

委員（猶 克実 君） 討論ではないのだけれども、コストの回収という面でどう思いますか。

執行部 その考えは十分あると思っております。

例えば、同額であったとして、同額であるから、ではコンビニではなくて窓口に来ようということはないと思うのです。周知をどんどん進めていったら、例えば金額が同じであれば、コンビニは便利ですからそちらに行くと思うのです。だけど同額としたとしても便利なほうに行こうという、それだけになると思うのです。

便利なものを用意するというのは、やはり人的なものはかかっていないにしても、そのシステム代とか、そういったものは大きくかかってくるから、便利にするためにかけたコストであれば、それはそれに見合った手数料の設定で回収していくという考え方は、それは妥当だと考えております。

ただ、今この段階ではないし、もう少し経費とかというのを、今後改めて調べた上で見直しとかというのは検討していく余地は、十分にあると考えております。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。木原委員。

委員（木原 大介 君） いろいろな書類を取るときに、マイナンバーカードを使って御本人さんが取る場合と、委任状を使って他人が取る場合の2種類があると思うのですが、コンビニはマイナンバーカードで御本人が取らなければいけないが、委任状を使うときは本庁に来なければいけないですね。その辺の割合とかは分かっているのですか。そういうのが分かっていると、今のコンビニ交付を優先されるとかの議論がまた出てくるのではないのかなと思って。

執行部 今、それにお答えするものは持っていませんけれども、検討の段階では、そういったものもしっかり確認していきたいなと思います。ありがとうございます。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 2 2 号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第 2 3 号宇部市楠総合センター条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第 2 3 号宇部市楠総合センター条例中一部改正の件について御説明をいたします。

議案集の 1 9 ページを御覧ください。

本議案は、楠総合センターの施設利用料の見直しを行うため、条例の一部を改正するものです。

まず、改正の目的でございます。

楠総合センターの施設運営に係る経費につきまして、施設利用者の適正な負担を求めるため、宇部市公共施設使用料の基準に基づき施設使用料の額を見直すものであります。

次に、改正内容でございます。

施設使用料につきましては、宇部市公共施設使用料の基準に基づき算定するとともに、周辺類似施設との比較も参考に見直しを行いました。

その結果、利用者への影響を考慮し、激変緩和措置として見直し後の利用料を、見直し前のおおむね 2 0 % 増とする設定としております。

具体的な料金につきましてはお手元の資料のとおり、ルネッサンスホール、中小会議室、中会議室、小会議室及び調理室について、それぞれの利用時間区分に応じた基本料金、営利目的利用料金、冷暖房費を見直す内容としております。

最後に、施行日の期日です。本条例の施行日は、令和 8 年 1 0 月 1 日としております。

以上で、議案第 2 3 号宇部市楠総合センター条例中一部改正の件の説明を終わります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第23号宇部市楠総合センター条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） 次に、議案第38号アクトビレッジおのに係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第38号アクトビレッジおのに係る指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、アクトビレッジおのの指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了となることから、令和8年度の指定管理者の候補を選定したものです。

まず、施設の名称及び位置について、名称はアクトビレッジおの。位置は宇部市大字小野字大日原7025番地。

次に、指定管理者の候補者は、株式会社F E E L。代表取締役井上桂。主たる事務所の所在地は、下関市貴船町二丁目14番28号です。

次に、指定期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。この期間の設定は、アクトビレッジおのについて、令和9年度から新たな運営手法の導入を検討していることから、令和8年度をその準備期間と位置づけ、従来どおりの安定した運営を確保するため1年間の指定としたものです。

次に、選定の理由ですが、本施設は、令和3年から令和7年までアクトビレッジおのの共同事業体が指定管理者として運営しております。株式会社F E E Lは、その代表団体として施設運営に携わっていることから、令和8年1月26日に開催した指定管理者選定委員会において、非公募により審査を行い、審査要領に基づき総合的に評価した結果、審査の総得点の基準点である6割を上回り、各審査項目においても一定の評価を得ていること、施設の設置目的を踏まえ、地域資源を生かした具体的なプログラムが提案されたこと、これまでの指定管理者としての運営ノウハウを活用し、サービスの維持・向上が期待できることなどから、同社をアクトビレッジおのの指

定管理者候補として決定したものです。

なお、本議案について議決をいただいた後には、指定の告示、指定管理への指定通知及び市民への周知を行い、年度内に基本協定を締結した上で、令和8年4月から運営管理を開始する予定としております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査のほどお願いいたします。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） まず、二、三聞きたいことがあるのですけれども、1年後に新しい運営があるということで1年間の指定管理になったということですよ。だから1年後のその新しい運営を説明していただけませんか。

執行部 アクトビレッジおのにつきましては、現在、令和9年度から民間活力の導入など新たな運営主体の検討をしています。令和8年度の新たな運営体制へ移行するための準備期間として、事業手法の検討や事業者の選定などを進める予定としています。

その間において、施設の利用サービスに支障がないようにということで、今、民間活力をということで、営業権をコンセッション方式を検討している段階であり、その事業手法等々を準備する期間として1年を想定しております。

委 員（猶 克実 君） 1年後の運営方法を民間活力を導入するということを検討ということですね。まだ決まっていないということですか。

執行部 まだ確定はしていません。

委 員（猶 克実 君） 確定はしていない。それで今の話を聞くと、コンセッション方式も含めて検討と。基本的には売却してしまうわけですか。

執行部 営業権ですので、基本的には土地、建物については、宇部市所有となります。

委 員（猶 克実 君） 公設民営の方式という、指定管理の場合は、運営費を払って施設の運営を委託するわけですよ。今、民営の話ですよ、公設民営。本当は委託費なしで、かつかつにやってくださいという方式に変えると、そういうことですか。

執行部 基本的には、運営費については、コンセッション方式の場合においては払わない。逆に、指定管理部分で残す部分があれば、そこについては指定管理料を払うというような、恐らく手法になります。例えばですが、キャンプ場、ボートについては、本来のアクトビレッジおのの設置目的、あとは環境学習というのは本来の設置目的ですので、その業務をどの程度残すかにおいて、残した部分については、指定管理制度を残していこうと思います。

ですから、完全な営業権、全てを全部新しい事業者に使ってもらって、好きに使ってほしいではなくて、やはり施設の設置目的という部分というのは、行政的に残していけないといけないと

いう部分は残るのだろうかというふうに考えています。

委員（猶 克実 君） 今、検討と言われたけれども、具体的に結構決まっているような話です。いや、検討、そういう残すところと残さないところというのは、今決まっていない話だったら、今、決まっているのですね。

執行部 まだ、決まってはいません。

委員（猶 克実 君） 今、でも結構具体的な話をされたから。

執行部 アクトビレッジおのの設置目的として、そういう項目があるので。その項目を……。

委員（猶 克実 君） それに外れないようにすると。

執行部 はい、そうです。

委員（猶 克実 君） それから、まだいろいろあります。

今回、指定管理1年というのは、選定基準が1年で、いろいろな効果があるという話で、今、言われたけれども。たった1年だと、受けるほうも結構不都合があったのではないですか。そういういろいろな課題、1年間の指定管理だけで受けるというのは、よそでは1年では手が挙がらないとかいう話を結構聞いて、複数年になった経緯があるのですけれども。ここだけ1年で受けたということで、課題がいろいろあったのではないかということ、その課題を教えてください。

執行部 説明の中でも、話を少しさせてもらったのですが、既に指定管理者として長く管理をしていただいているということで、基本的には1年伸ばす部分においての支障はなかった。恐らく、今、委員がお話をされているのは、新たな事業者が来るとなると、オペレーション、どういうふうな事務をするとか、備品とか、人であったりとか、そういうものを1年だけ、やはり確保するというのは、かなり困難だと思うのです。

その中で、今回非公募でさせていただいたという理由においては、指定管理も既に令和3年から長くされているということで、そこについては、1年延びるということで問題ないということを経営者からお話をいただいた結果、1年とさせていただきました。

委員（猶 克実 君） ちょっと疑問なのは、例えば、1年後にみんな首になるよという話で。それだったら1年の間に延期になったもので、次の働くところを探したりするとか、そういう予備期間みたいな形で、この1年運営をされるのかなという気がしたわけです。うがった見方ですけれども。

執行部 株式会社F E E Lさんについては、下関市を拠点に県の施設を含めて複数の拠点、アクトビレッジおのだけではなくて、山口きらら博記念公園にも入られていますし、長門市の施設にも入られている、複数の施設に入られているということで、現在も職員が流動的に繁忙期は動いているということで、恐らくそのあたりは心配をされていないというふうなお話を聞いています。

委員（猶 克実 君） この指定管理の応募、先ほど、ちょっと説明を聞き落としたかも

しれないのですけれども、ほかにも応募はなかったということなののでしょうか。

執行部 非公募なので、他に応募はありません。

委 員（猶 克実 君） 分かりました。以上です。

委員長（時田 洋輔 君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（時田 洋輔 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３８号アクトビレッジおのに係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（時田 洋輔 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（時田 洋輔 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

以上で、総務財政委員会を散会いたします。

————— 午前１０時５１分散会 —————

令和８年３月１０日

総務財政委員会委員長 時 田 洋 輔